

東京都中小企業災害復旧資金融資の案内（災）

（東日本大震災）

平成23年3月15日
平成23年3月16日改正
平成23年4月1日改正
平成23年6月16日改正
平成23年6月30日改正
平成23年9月9日改正
東京都産業労働局金融部金融課

1 目的

東日本大震災により直接の被害を受けた中小企業者及び組合に対して、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図る。

2 融資対象

次の（1）から（3）を全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること
- （2）都内に事業所（住所）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。法人税（個人については所得税）又は事業税を納付していること。当該事業を営むために許可等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていること。
- （3）東日本大震災により直接の被害を受け、区市町村長等の罹災証明等を受けたもの。

3 融資条件

- （1）資金用途
運転資金・設備資金
ただし、事業の再建に必要な資金とする。
- （2）融資限度額
1企業（組合）一災害につき8,000万円。
- （3）融資期間
10年以内（据置期間2年以内を含む。）
- （4）融資利率
年 1.5%
- （5）返済方法
分割返済（元金据置期間は2年以内）
ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
- （6）融資形式
証書貸付とする。なお、1年以内の場合は手形貸付とすることができる。

（7）信用保証
保証協会の信用保証を要する。

（8）信用保証料
保証協会の定めるところによる。
ただし、東京都が保証料全額を補助する。

（9）保証人
連帯保証人を要する。この連帯保証人は、法人（組合を除く。）では代表者個人とし、組合では原則として代表理事とする。
ただし、個人事業者に対する融資である場合は、原則として連帯保証人を要しない。

（10）物的担保
この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保とする。

4 融資の申込み

- （1）融資対象期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日までに融資実行した分
- （2）融資申込受付機関及び融資あっせん申込受付機関
ア 取扱指定金融機関
イ 東京信用保証協会
ウ 東京都各支庁
エ 東京都産業労働局金融部金融課
- （3）融資申込みに必要な書類
ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書 各1部
イ 個人情報の取扱いに関する同意書 2部
ウ 決算書（個人の場合は所得税申告書）の写し（原則直近2期分） 2部
エ 原則として、事業税又は法人税（個人は所得税）の納税証明書 1部
オ 法人の場合は商業登記簿謄本 1部
カ 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 各1部
キ 区市町村長等が発行する「罹災証明」等 1部

5 利子補給制度

東京都が融資額全額について0.5%の利子を補給します。利子補給期間は、貸付後1年間を限度とします。
なお、利子補給には別途申請が必要となります。

（問い合わせ先）
東京都産業労働局金融部金融課 03（5320）4877